

限度時間を超える場合の36協定届の記載例（特別条項）

（様式第9号の5（第70条関係））

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間、年360時間）を超えることはできません。

限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外・休日労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

臨時的に限度時間（月45時間、年360時間）を超えて労働させる場合には、様式第9号の5の協定届の届出が必要です。様式第9号の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書（本様式・1枚目）と、限度時間を超える時間外・休日労働についての届出書（次頁以降の2枚目・3枚目）の3枚の記載が必要です。

1枚目・各水準共通

事業の種類 医療保健業	事業の種類 医療法人 〇〇病院	事業の名称 医療法人 〇〇病院	事業の所在地（電話番号） (〒〇〇〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3	協定の有効期間 〇〇〇〇年4月1日から1年
<p>事業場（病院、診療所等）ごとに協定してください。</p> <p>労働保険番号・法人番号を記載してください。</p> <p>時間外労働に関する協定届 休日労働</p>	<p>1年の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年におけるこの協定が有効となる期間を、協定内容を委譲して再度届け出ることがあった場合でも、起算日は同一の日とする必要があります。</p>	<p>労働者数（満18歳以上の者）</p> <p>20人</p>	<p>1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）</p> <p>1日</p>	<p>〇〇〇〇年4月1日</p>
<p>時間外労働をさせる具体的な事由</p> <p>① 下記②に該当しない労働者</p> <p>② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者</p>	<p>業務の種類</p> <p>医師業務</p> <p>〇〇業務</p> <p>〇〇業務</p>	<p>業務の種類</p> <p>医師業務</p> <p>〇〇業務</p> <p>〇〇業務</p>	<p>所定労働時間（1日）（任意）</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p>	<p>法定労働時間を超える時間数（任意）</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p>
<p>事由は具体的に定めてください。なお、各医療機関の美形に合わせて記載してください。また、医療に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）についても同じ様式を使用しますので、当該者についても定める場合は、併せて記載してください。</p> <p>対象期間が3か月を超える1年単位の變形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。</p>	<p>業務の種類</p> <p>医師業務</p> <p>〇〇業務</p>	<p>業務の種類</p> <p>医師業務</p> <p>〇〇業務</p>	<p>所定休日（任意）</p> <p>土日祝日</p> <p>土日祝日</p>	<p>法定労働時間を超える時間数（任意）</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p>
<p>休日労働をさせる具体的な事由</p> <p>診療、検査、診断、処置、手術への対応</p>	<p>業務の種類</p> <p>医師業務</p> <p>〇〇業務</p>	<p>業務の種類</p> <p>医師業務</p> <p>〇〇業務</p>	<p>労働者数（満18歳以上の者）</p> <p>20人</p> <p>20人</p>	<p>法定労働時間を超える時間数（任意）</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p> <p>3時間</p>
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（医療に従事する医師は除く。）</p> <p>【医療に従事する医師】 上記で定める時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る業務に従事する医師）及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となること（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師については、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない。）</p>	<p>労働者数（満18歳以上の者）</p> <p>20人</p> <p>20人</p>	<p>労働者数（満18歳以上の者）</p> <p>20人</p> <p>20人</p>	<p>労働者数（満18歳以上の者）</p> <p>20人</p> <p>20人</p>	<p>1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。</p> <p>1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。</p> <p>1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。</p>
	<p>診療、検査、診断、処置、手術への対応</p>	<p>診療、検査、診断、処置、手術への対応</p>	<p>1か月に1回</p> <p>1か月に1回</p>	<p>労働させることができる法定休日における就業の時刻</p> <p>8：00～18：00</p> <p>8：00～18：00</p>
			<p>労働させることができる法定休日における就業の時刻</p> <p>8：00～18：00</p> <p>8：00～18：00</p>	<p>労働させることができる法定休日における就業の時刻</p> <p>8：00～18：00</p> <p>8：00～18：00</p>

※ 時間外労働が限度時間（年360時間）を超えない場合は、様式第9号の4の協定届を届け出るようにしてください。